

第2次豊岡市環境基本計画



平成29年6月
豊岡市

目次

第1章 計画の策定にあたって	
1. 計画策定の目的	2
2. 計画の位置づけ	3
3. 計画の期間	3
第2章 計画の基本的な考え方	
1. 基本理念	4
2. 基本方針	5
【計画の体系図】	7
第3章 目標とする姿	9
6つの合言葉	11
第4章 計画の推進	12
第5章 取組みの方向と行動指針	14

資料編

資料1 豊岡市環境審議会委員名簿	39
資料2 豊岡市環境審議会の開催	39
資料3 豊岡市コウノトリと共に生きるまちづくりのための環境基本条例	40
資料4 豊岡市の環境の状況	43

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の目的

私たちのまち豊岡は、神鍋高原、来日岳、床尾山などの緑あふれる山、円山川、竹野川などの豊かな川、竹野浜、気比の浜などの美しい海岸といったすばらしい自然に恵まれています。

自然は時には姿を変えて災害を引き起こし、人々を苦しめますが、私たちは自然と折り合いをつけながら、農業、林業や漁業を営み、かつ、柳行李やちりめんをはじめとする産業を興し、暮らしを築き上げてきました。

また、そのような自然・文化環境の中で、多様な動植物に支えられ、食物連鎖の頂点に立つコウノトリやオオサンショウウオも、悠然と暮らしていました。

しかし、高度経済成長に伴う環境破壊、生活様式の変化などにより、山は荒れ、川は汚れ、生きものは数を減らし、豊岡を日本で最後の生息地としていたコウノトリも、昭和46年に空から姿を消してしまいました。

コウノトリは、長く粘り強い取り組みによってよみがえり、平成17年に最初の5羽が再び豊岡の空にはばたきました。絶滅と復活の歴史に接してきた私たちは、この取り組みによって、多くのことを知りました。そして、人とコウノトリが共に生きることができる環境、つまりコウノトリの生息を支える豊かな自然とコウノトリを暮らしの中に受け入れる文化こそが、人にとってすばらしい環境であるとの確信を得るに至ったのです。

私たちは、コウノトリの野生復帰をシンボルとしてすばらしい環境を広げ、将来の世代につないでいくことを決意し、この条例を制定する。

(豊岡市コウノトリと共に生きるまちづくりのための環境基本条例前文より)

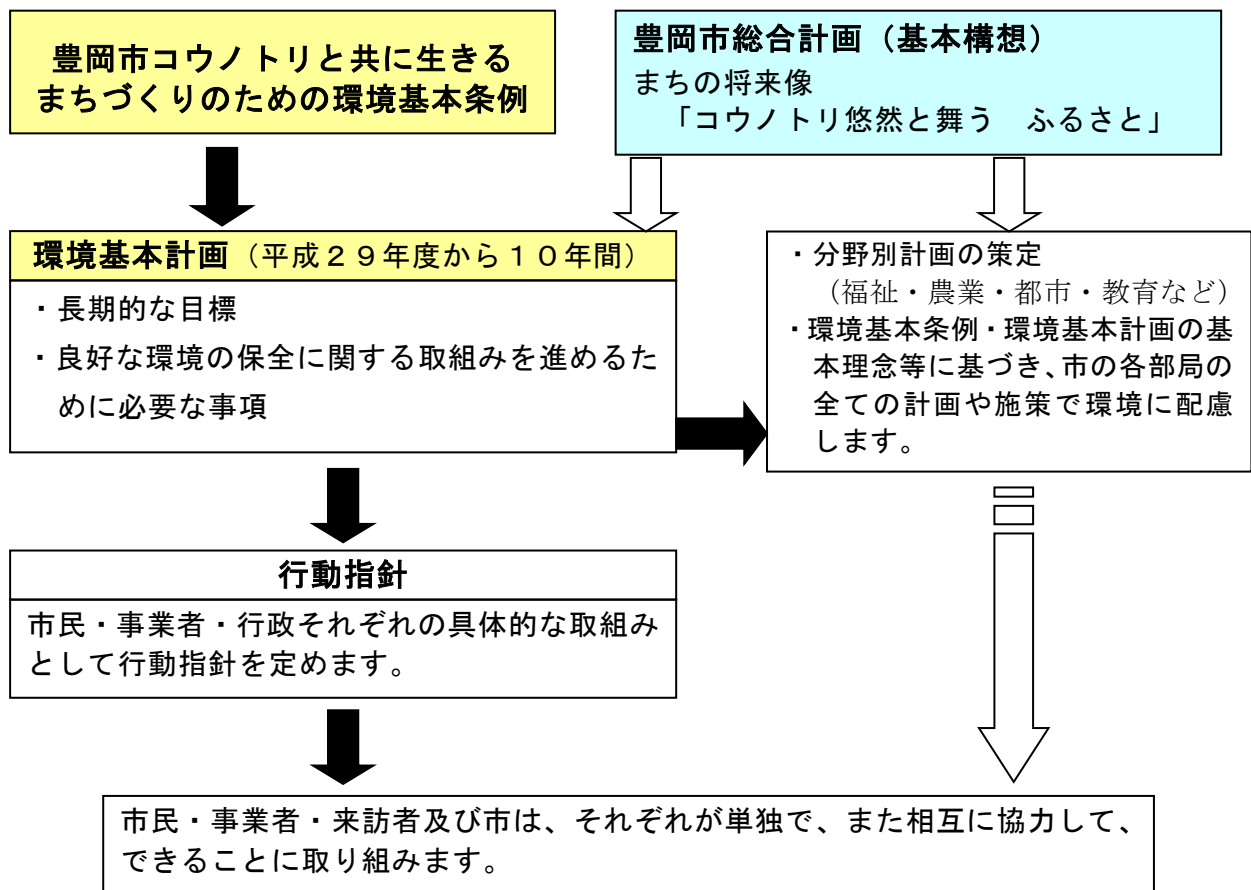
豊岡市環境基本計画は、このような認識のもと、コウノトリの野生復帰をシンボルとしてすばらしい環境を広げ、将来の世代につないでいくために、目標とすべきいくつかの姿を設定し、実現への道すじを示すことを目的として策定するものです。



2. 計画の位置づけ

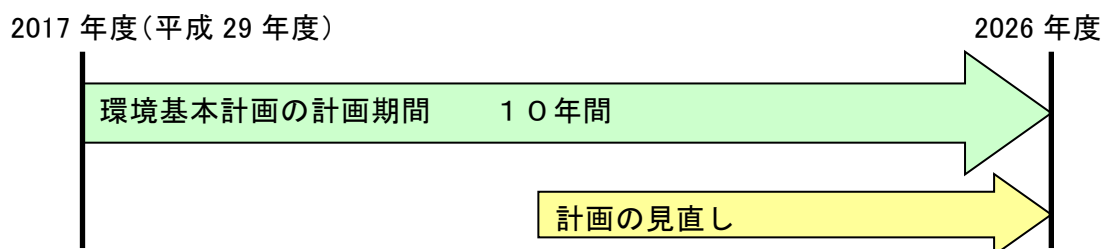
この計画は、「豊岡市総合計画」で示されたまちの将来像『コウノトリ悠然と舞う ふるさと』を、環境の面から実現しようとするものです。

このため、豊岡市において展開されるすべての取組みが、環境に配慮したものとなるよう促します。



3. 計画の期間

計画の期間は、平成29年度から10年間とします。ただし、今後の科学技術の進展や社会情勢等の変化などにより、必要に応じ計画を見直します。



第2章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

この計画を進めるにあたって、基本となる考え方は次のとおりです。

(1) 豊岡に住み、豊岡を訪れるすべての者が当たり前のこととして、人とコウノトリが共に生きるまちにふさわしい行動をとります。

私たちのまちは、人々が自然と折り合いをつけながらおだやかに暮らすことを目指しています。資源を「もったいない」と控えめに使い、自然の摂理に逆らうと「ばちがあたる」という気持ちで、日々を楽しく過ごすことが当たり前のこととして行動します。

(2) 良好な環境は先人から受け継いだものであることを認識し、次の世代に引き継ぎます。

いまある環境は、長い年月をかけて先人が築いてきたものです。いまを生きる私たちも受け継いだ財産を大切に、「ちょっとでも」より良い環境を保全しながら、子どもや孫、さらにはその次の世代までつないでいきます。

(3) 地域ごとに異なる環境に応じ、地域の個性を生かして取り組みます。

地域ごとに異なる地形、自然、風土、生業は、地域それぞれが誇りうる宝物です。お互いを認め合いながら「つながり」、みんなで「心地よい」まちづくりを進めます。

2. 基本方針

基本理念をもとに、みんなで取組みを進めるための基本方針を次のように設定します。

(1) 自然的資源、文化的資源及び歴史的資源に関する理解を深めることにより、それらを良好な状態で保全します。

先人たちは豊岡の自然に抱かれて、自然と折り合いをつけながら暮らし、地域独自の文化や歴史を創り、私たちに引き継ぎました。

私たちは先人の脈々とした営みに感謝し、受け継いだ自然、文化、歴史の資源を学び、そしてそれを現在の生活に活かしながら、次代に良好な状態で引き継ぐという未来への責任を果たします。

(2) 良好な自然環境を保存、再生及び創造することにより、人と生きものが将来にわたってバランスよく共生するまちづくりを推進します。

生きものが、従来は生活していなかった場所で生きることは、その生きものと人とのあつれきを起こしたり、生態系を乱すこととなります。すでに豊岡でも、有害鳥獣や外来種などの問題が発生しています。

また、そのような場所で生きることにより、その生きもの自体の生息にも悪影響を与えるおそれがあります。

生きものがそれぞれの本来の場所で、適正な数で生きられるよう、バランスのよい生態系を保全し、人間と様々な生きものが折り合いをつけて生きていきます。

(3) 市民、事業者及び市が連携して資源の無駄遣いをなくし、循環型のまちづくりを推進します。

資源には、一度使えばなくなってしまうもの、形を変えて再び利用できるもの、いくら使ってもなくなるものがあります。

一度使えばなくなる資源である化石燃料などは、ちょっとでも使用を減らします。使った後でも形を変えて再利用できる紙などは、確実にリサイクルし、新たな資源の使用を減らします。いくら使ってもなくなる太陽光などの利用はさらに増やします。

このような利用によって、日々の暮らしを楽しみながら、資源を次代に引き継ぐという未来への責任を果たします。

(4) 子どもたちに環境の大切さを伝えるとともに、市民及び事業者の環境に関する意識を高めることにより、環境にやさしい人づくりを推進します。

人が生きていくうえで、どうしても環境に負荷をかけてしまうことがあります。しかし、もったいない、ばちがあたるなどの先人から引き継いだ意識を持っていれば、その負荷はかなり減らすことができ、自然と折り合いをつけて生きていくことができます。

年齢や立場に合わせ、環境に対してそれぞれが取り組めることを学ぶことにより、環境への意識を高め、その意識に基づいた行動をとります。

(5) 環境を保全する活動と経済活動の共鳴を図ることにより、良好な環境を保全する活動を持続的に推進します。

環境を保全する活動を心意気、頑張りや公的団体の支援だけに頼っていても、長続きさせることは困難です。

私たちは、環境を良くする活動によって経済効果が生まれ、経済効果が生まれるからさらに環境を良くする活動をしようという、環境と経済が共鳴しあう仕組みを経済活動のあらゆる分野でつくり、環境を良くする活動がずっと続いていくようにします。

(6) それ以外でも環境の保全のために必要な取組みを推進することにより、地球環境の保全に貢献します。

宇宙から地球を見るような視点で、地球温暖化などの地球規模の環境問題を考えると、環境のことを考えずに化石燃料などを浪費している様々な行動が目につき、絶望的な気持ちになるかもしれません。

しかし、私たちが自信を持って、ちょっとずつの取組みを進めることで効果があがると、それが地球規模で関心と呼び、大きな取組みにつながっていくことも考えられます。

すばらしい環境に恵まれたこの地域に生きているという誇りを持って、日々の暮らしを楽しみながら、地球環境という大きなテーマにも視野を広げて、取組みを進めます。

【 計 画 の 体 系 図 】

■基本方針（第2章）

基本理念をもとに、みんなで取組みを進めるための基本方針です。

- 1 自然・文化・歴史的資源の理解と保全
- 2 人と生きものがバランスよく共生するまちづくり
- 3 資源の無駄遣いをなくす循環型のまちづくり
- 4 環境意識を高める環境にやさしい人づくり
- 5 環境行動を持続的にする取組み
- 6 地球環境の保全に貢献

■目標とする姿（第3章）

長期的な視点のもと、みんなで取組みを進めて10年後に到達すべき目標像です。

- ① 手入れの行き届いた豊かな森が、きれいな空気や水を育んでいます
- ② 里山が様々な利用され、関わる人が増えています
- ③ 使われていない農地の利用が進み、生きものの豊かな田んぼが増えています
- ④ あちこちの川や海辺で、子どもたちの楽しむ声がきこえてきます
- ⑤ コウノトリも住める豊かな生態系が、バランス良く保たれています
- ⑥ 様々な世代の人々が、地域の祭りや行事を楽しみ、未来へとつなげています
- ⑦ 子どもたちが、身近な地域の自然についてよく知り、大切にしています
- ⑧ 市民みんなが、ごみの減量化を実践し、1人あたりの排出量が徐々に減っています
- ⑨ 市民みんなが、楽しみながら省エネ行動を実践し、再生可能エネルギーの利用も増えています
- ⑩ 環境をよくすることで経済が活性化され、交流も広がっています

私たちは、次の6つの合言葉を
いつも気にしながら行動します。

「もったいない」「ちょっとでも」「ばちがあたる」

「心地よい」「つなぐ」「自信・誇り」

■基本理念（第2章）

この計画を進めるにあたって、基本的な考え方は次のとおりです。

- ① 豊岡に住み、豊岡を訪れるすべての者が当たり前のこととして、人とコウノトリが共に生きるまちにふさわしい行動をとります。
- ② 良好な環境は先人から受け継いだものであることを認識し、次の世代に引き継ぎます。
- ③ 地域ごとに異なる環境に応じ、地域の個性を生かして取り組みます。

■取組みの方向と行動指針（第5章）

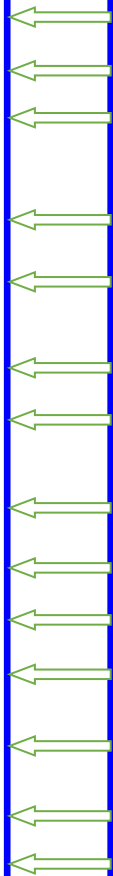
「目標とする姿」を実現するため、市民・事業者と市が、みんなで協力して取組みを進めていく方向を示します。

- 1 森林を利用し、保全します
- 2 川や海などの水辺環境を保全します
- 3 様々な生きものが育む豊かな農地を保全します
- 4 農林水産業の新たな担い手を育成します
- 5 生きものがバランス良く生息する自然環境を保全します
- 6 公害や災害を防ぎ住みよい環境を守ります
- 7 地域の文化や景観を保全し、活用します
- 8 地域コミュニティ組織を中心に、地域力を高めます
- 9 環境意識を高める学習・教育を進めます
- 10 環境に関する知を集積し、活かします
- 11 ごみの減量・再資源化を進めます
- 12 省エネルギーに努め、再生可能エネルギーの利用を増やし、地球温暖化防止に努めます
- 13 地産地消を進めます
- 14 環境と経済の共鳴を進めます

◎目標とする姿①～⑩との関連

「目標とする姿」（第3章）と「取組みの方向と行動計画」（第5章）の関連性を示します。

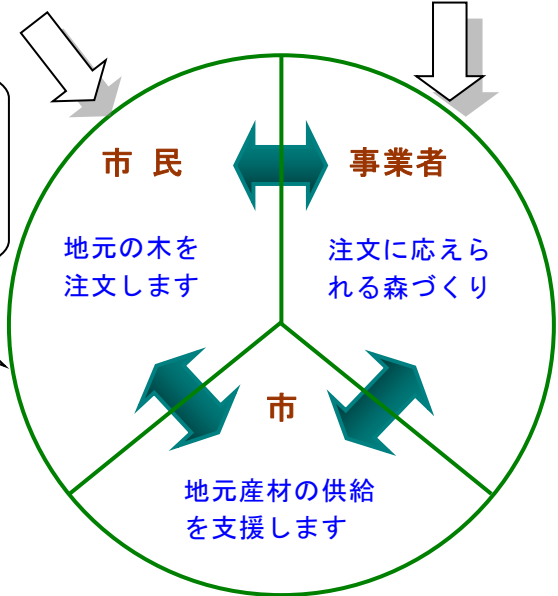
① ② ⑤ ⑦ ⑩
④ ⑤ ⑦ ⑧ ⑩
② ③ ④ ⑤ ⑦ ⑩
① ② ③ ⑤ ⑦ ⑩
① ② ③ ④ ⑤ ⑦ ⑩
① ⑧ ⑨
④ ⑤ ⑥
④ ⑤ ⑥ ⑦
① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩
③ ⑤ ⑦ ⑩
④ ⑧
⑧ ⑨
② ③ ⑩
③ ⑤ ⑦ ⑩



※取組みの方向に掲げたひとつひとつの課題に関して、市民・事業者と市が連携して、みんなで取り組みます。
例えば「地元の木を使った家、ものづくり」では、

【来訪者に求めること】

来訪者にも豊岡に滞在中は、市民等と同様に、環境を良くするための行動を求めます。



第3章 目標とする姿

コウノトリの野生復帰をシンボルとして、豊岡市全域にすばらしい環境を広げ、将来の世代につないでいくために、この計画で10年後に目標とする姿を具体的に設定します。

① 手入れの行き届いた豊かな森が、きれいな空気や水を育んでいます

栄養分の豊富なきれいな水が里や海を豊かにし、里地や海辺で生活する人たちにも山への感謝の念が高まり、植林などの保全活動と一緒に取り組んでいます。

地元産の材木を利用した家が多く建てられるようになり、木材の利用が増えています。伐採されたスギやヒノキの林には、広葉樹も植えられて、保水能力の向上した災害防止につながる、きれいな空気や水を生み出す豊かな森が増えています。ペレットストーブなどの利用が家庭や事業所にも広がり、間伐も適切に行われています。

② 里山が様々に利用され、関わる人が増えています

里山では、地域やボランティア等による下刈りなどが行われ、散策を楽しめる里山が増えています。食用にできる山菜や、キノコについての知識をもった市民も増え、森林ツーリズムなどを楽しむために森に入る人が増え、人と動物との適度な距離が保たれ、住み分けできるようになりました。

イノシシやシカは、適切に駆除されて、肉や皮も多様に活用されています。

③使われていない農地の利用が進み、生きものの豊かな田んぼが増えています

「コウノトリ育む農法」など、農薬や化学肥料に頼らない環境創造型農業が広がりました。安全・安心な農作物がよく売れて、農業に魅力を感じ、就農する若い人も増えています。学校給食や家庭では、食卓に豊岡でとれた安全・安心な食材が日常的に並んでいます。

田んぼでは、トンボやドジョウなど多様な生きものと触れあう子どもの姿をよく見かけます。

使われていない農地に菜の花が植えられて菜種油やバイオディーゼル燃料が生成されたり、ビオトープ水田に活用されたり、他にも様々な使われ方で農地が活かされています。

④あちこちの川や海辺で、子どもたちの楽しむ声がきこえてきます

地域ごとに川岸の草刈りや海岸のごみ拾いなどが継続的に行われ、市民みんなの協力で、川や海がきれいになりました。市民だけでなく豊岡を訪れた人も、川や海、道路沿いでポイ捨てをしないという意識が高まり、水辺のごみは少なくなりました。

農薬や化学肥料に頼らない農法が広がり、川の水質も良くなって、川にはたくさんの魚が泳ぐようになりました。子どもたちが、日常的に魚をとったり、水辺で遊ぶ姿を見かけます。

⑤コウノトリも住める豊かな生態系が、バランス良く保たれています

「コウノトリ育む農法」が行われている田んぼや市民に守られた湿地が、市内全域に広がっています。コウノトリのエサにもなる生きものが増え、コウノトリ以外の生きものも含めた生態系のバランスが保たれています。

コウノトリが市内の至るところに飛来し、そのことが地域の誇りとなって、コウノトリも住める豊かな環境づくりの取組みがさらに進んでいます。

⑥様々な世代の人々が、地域の祭りや行事を楽しみ、未来へとつなげています

自然に抱かれ、自然と折り合いをつけた豊岡の暮らしから生まれた地域の祭りや、伝統行事のことを、おじいちゃん・おばあちゃんが孫たちに語りかけています。

それを聞いた子どもたちは、年中行事を手伝ったり習わしを学んだりして、地域の祭りに参加して楽しんでいます。地域の誰もが、地域の文化や歴史を心の拠り所にし、さらに関心を持つようになり、それを誇りに感じています。

⑦子どもたちが、身近な地域の自然についてよく知り、大切にしています

地域の環境を良くする取組みが広がり、通学路沿いの道ばたに花が咲いたり、水路では小魚が泳ぎ、あぜ道ではバッタが跳ねたりしています。山や川・海での体験学習で自然のことをたくさん学んだ子どもたちは、よく外遊びをするようになりました。

その子どもたちを、家の近くで風景を楽しみながら散歩する人や、商売で行き来する人、農作業をしている人が見守っています。

⑧市民みんなが、ごみの減量化を実践し、1人あたりの排出量が徐々に減っています

家庭で生ごみ処理機が利用され、資源ごみ回収ステーションが増えました。みんなが日常生活を見直し、モノを大切に使うことで無駄遣いを減らし、資源ごみの分別を徹底することによって、1人あたりのごみの量は減少に転じています。

生ごみから堆肥を作ったり、廃食用油で作られたバイオディーゼル燃料がディーゼル車で利用されて、資源やエネルギーの地域内循環が進んでいます。

事業者は、発生したごみを再利用したり、燃料として利用するなど、ゼロエミッションの取組みを進めています。

⑨市民みんなが、楽しみながら省エネ行動を実践し、再生可能エネルギーの利用も増えています

地球温暖化を防止しようという市民の意識が高まり、CO₂を発生する化石燃料の消費を「ちょっとでも」減らそうとする行動が広がっています。

家庭や学校、職場でも、「もったいない」からと冷暖房温度を抑制したり、電気器具のスイッチをこまめに切ることが当たり前になっています。大人も子どもも、省エネ行動がごく普通のことになり、エネルギーの無駄遣いを恥ずかしく感じるようになりました。

住宅用太陽光発電パネルやハイブリッド自動車、電気自動車の導入がさらに進み、アイドリッグストップなどのエコドライブを実践することが当たり前になっています。

⑩環境をよくすることで経済が活性化され、交流も広がっています

環境をよくすることによって経済が活性化し、そのことによって環境をよくする行動がさらに広がるという「環境と経済の共鳴」の環境経済戦略がさらに進み、豊岡の知名度が上がっています。

人・もの・情報が広域的に行き交う取組みが進み、新たに受け入れた産業や企業・知や技との交流を通じて、豊岡の町が元気になっています。

6つの合言葉 「目標とする姿」を実現するために次の6つの合言葉をいつも

意識して、日常から環境に配慮した行動を心がけます。

もったいない

物をむだにすると「もったいない」、人から物ももらったりしたら「もったいない」と感謝する意識を持ち、日本人は昔から物をとても大切にしてきました。

ばちがあたる

「ばちがあたる」とは、自然の力などの目に見えない力に対して畏れの念を持つ謙虚な心のことです。環境に負荷を与える行動のブレーキ役を果たします。

ちょっとでも

「やってもムダだ」と考えるのではなく、せめて「ちょっとでも」と一人ひとりが自覚して、できることを積み重ねることが大切です。

つなぐ

個人や一つのグループ、企業、地域の個々の取り組みでは、実現困難なことでも、他者と「つながる」ことで、大きな成果が得られることが多々あります。

心地よい

「もったいない」や「ちょっとでも」と行動して成果が出たり、他者とながったり、自然とふれあいながら日々の暮らしを楽しむことは「心地よい」と感じるでしょう。

自信・誇り

コウノトリと共に生きるまちにふさわしい行動を当たり前のこととしてとっていると、外部からの評価等で自然と自信が付くので、誇りを持って地域づくりに取り組みます。

第4章 計画の推進

計画の推進にあたっては、市の推進体制を整えるとともに、市民、事業者の皆さんと市が連携して、環境の保全に向けた取組みを進めていきます。

目標とする姿などの達成状況は、毎年度評価・公表し、継続的に点検・見直しを行います。

(1) 庁内の推進体制

計画を着実に実行していくために、庁内各部局との連携を強め、計画の進捗状況を点検しながら環境に配慮した施策を進めます。

(2) 豊岡市環境審議会

環境審議会は、計画の策定や変更、計画の推進について審議し、市は、審議会からの意見や提言を受けてその反映に努めます。

(3) 市民・事業者・行政の連携

それぞれ個別に行動している個人や市民団体、NPOなどと市が情報を共有して、各主体をつないで、より多くの市民が連携し、より効果的な取組みを進めます。

また、来訪者にも、環境基本計画の基本理念や基本方針を尊重し、環境を良くするための行動を求めます。

(4) 市の事業者としての率先行動

市役所は、地域における事業者として重要な役割を占めています。このため、市の業務全般にわたって環境への配慮を行い、ごみの減量化、地球温暖化防止などの取組みに市は率先して行動します。

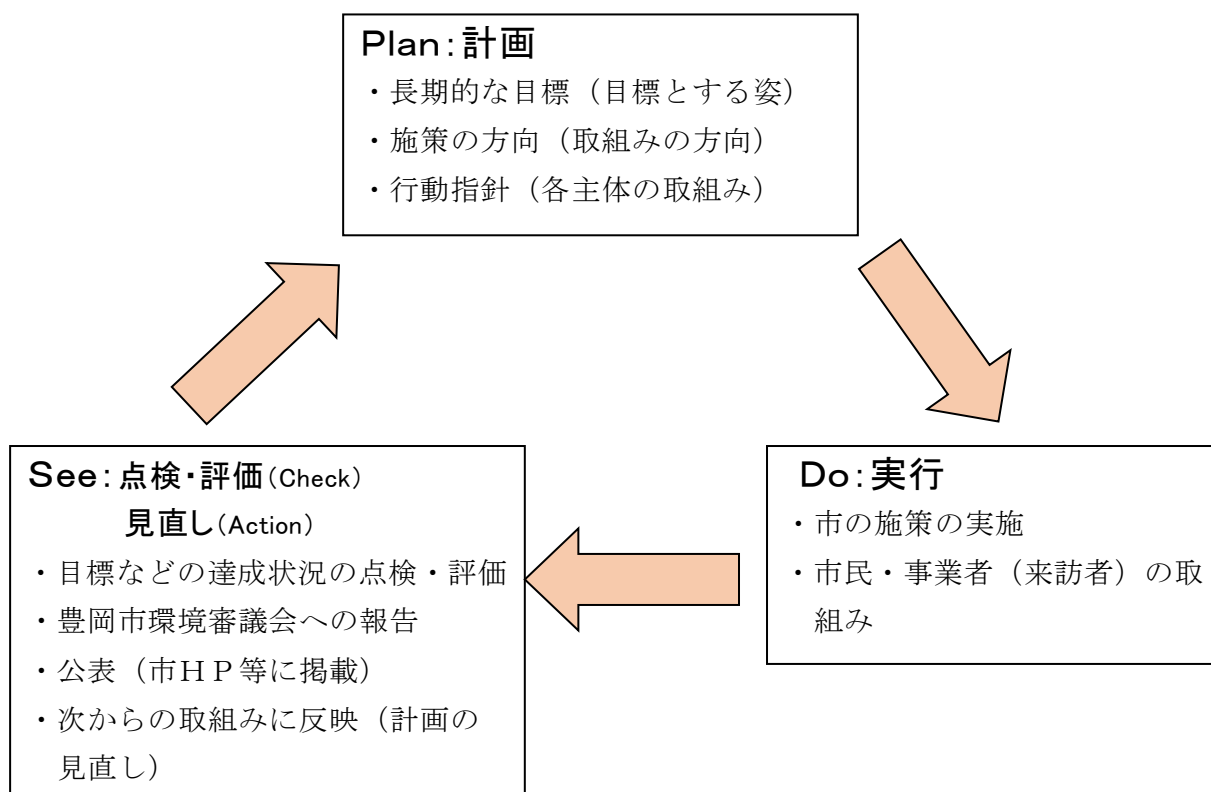
(5) 目標の達成状況の評価・公表

市民や事業者が、自分達の取り組みで、どれだけ環境が良くなったのかを知ることができれば、さらに意欲が湧き、それが持続的な取組みへとつながっていきます。

市は、毎年度環境の状況を把握し、目標とする姿などの達成状況を点検、評価し、環境審議会に報告し、その結果を公表します。

(6) 計画の見直し

計画の達成状況の評価、公表を受けて、必要に応じ計画の内容を見直します。



第5章 取組みの方向と行動指針

「目標とする姿」を実現するため、市民・事業者と市が、自主的に、または地域等で相互に協力して、みんなで取組みを進めていく方向と、市民（来訪者）・事業者・市の行動指針を示します。

(1) 森林を利用し、保全します

市の面積の8割を占める森林は、木材生産の場であるとともに、大気の浄化、水源のかん養など多面的な機能を合わせ持っています。また、森林は農地と共に美しい景観を形成しており、多くの生きものの生息場所にもなっています。

しかし、近年、木材価格の低下による林業の低迷、生活様式の変化などにより山に人の手が入らなくなり、森林の荒廃が進み、安心・安全な暮らしに影響を与えてきています。

次のような取組みにより、森林を利用し、保全します。

○市民（来訪者）の取組み

- ・家を建てる時は、地元産材を使うように努めます。
- ・地元産、国内産の木材製品の使用に努めます。
- ・里山などでの自然体験イベント（林業体験・薪作りなど）や森林ボランティア活動に参加します。
- ・薪ストーブやペレットストーブ等を設置し、バイオマスの利用に努めます。

○事業者の取組み

- ・森林が多様な動植物の生息・生育環境となっていることを意識しながら管理します。
- ・植林をした森林を適切に管理し、地元産材の供給・利用・PRに努めます。
- ・スギやヒノキを切った後には、針葉樹だけでなく広葉樹も植えます。
- ・間伐材を有効利用するとともに、バイオマスでの利活用も進めます。
- ・シカ肉やシカ皮の利用など、新たな事業化を模索します。
- ・森林ツーリズムなど、森林を活用する新たな方法を研究し、実現を図ります。

○市の取組み

□自然豊かな森林の保全、創造

- ・多様な動植物の生息・生育環境を守るため、森林の保全を進めます。
- ・無秩序な森林開発を抑制します。
- ・針葉樹と広葉樹の針広混交林整備を進め、森林の保全を進めます。

□地元産材の利用促進

- ・地元産、国内産の木材の利用を進めます。
- ・ペレットストーブや薪ストーブなどの木質バイオマス利用機器の設置・利用を促進します。

□災害に強い森づくり

- ・土砂災害防止、水源かん養など森林の有する機能の維持増進を進めます。

□森林での自然体験、ボランティア活動

- ・森林を体験学習、保健休養の場として活用します。
- ・間伐、枝打ちなどの森林ボランティア活動を検討します。

□森林の持つ多面的機能などのPR

- ・森林の持つ多面的機能など、森林の適正管理の重要性についてのPRに努めます。

□森林を活用する新たな方法の研究と実用化

- ・森林ツーリズムなど、新たな活用方法を検討します。

(2) 川や海などの水辺環境を保全します

円山川や竹野浜をはじめ、豊岡には様々な水辺があり、かつては、近くの川や海の水辺で子どもたちが遊び、泳ぐことができました。また、それらの水辺では、多くの生きものが生息していました。しかし、生活様式の変化等により、河川の水質や水辺が汚れ、下水道の整備などで改善されつつありますが、かつての姿には戻っていません。

次のような取組みにより、川や海などの水辺環境を保全します。

○市民（来訪者）の取組み

- ・節水に努め、家庭排水は下水道に接続し、川や水路に直接流さないようにします。
- ・地域等で行われる川岸や海辺の清掃活動に参加します。
- ・多様な生きものが生息できる水辺環境の保全に協力します。
- ・川や海にごみを捨てません。
- ・川辺の草刈りをした後、増水時に流出する場所に放置しません。
- ・上流と下流が協力して、美しい水辺を取り戻します。

○事業者の取組み

- ・事業活動に伴う河川の水質汚濁を防止します。
- ・川や海に流れ込む草、わらの削減に努めます。
- ・稚魚の放流などにより、水産資源の維持・育成に努めます。

○市の取組み

□多自然型の川づくり、砂浜の侵食防止

- ・人と自然がふれあえる多自然型の川づくりを促進します。
- ・砂浜の侵食を防ぐなど海辺の保全を促進します。

□多様な生きものが生息できる水辺環境の保全

- ・多様な生きものが生息できる水辺づくりを促進します。

□河川等での環境美化活動

- ・地域等で行われる川や海辺の清掃活動を促進します。
- ・海などでの漂着ごみの撤去を進めます。
- ・川や海に流れ込む草、わらを削減するよう啓発します。
- ・川や海にごみを捨てないよう啓発します。

□水の利用と水質の保全

- ・水道の水質の向上、水量の確保に努めます。
- ・節水や水の再利用を進めます。
- ・下水道の整備、利用促進により水質の悪化を防止します。
- ・農業排水による川の水の濁り防止について啓発します。

□水産業の振興

- ・資源管理型漁業（自主的な採捕制限）を促進します。
- ・漁礁の設置など自然環境に配慮した漁場の拡大を進めます。
- ・稚魚の放流など水産資源の維持育成を促進します。
- ・水産加工ごみの効率的な処理や有効活用を支援します。



津居山漁港での競りの様子

(3) 様々な生きものが育む豊かな農地を保全します

農業は、古くから私たちの生活を支えている産業基盤であり、その営みは先人から受け継がれ、水田などの豊かな自然環境が維持されてきました。また、近年は、安全で安心な農産物への関心が高まっています。

しかし、農薬や化学肥料に頼ってきた戦後の農業は、田んぼに住む生きものの生態系に大きなダメージを与えました。さらに、農産物価格の下落、農家人口の減少や高齢化による担い手不足、有害鳥獣による農作物への被害などにより、耕作放棄地が増えています。

次のような取組みにより、様々な生きものが育む豊かな農地を保全します。

○市民（来訪者）の取組み

- ・地元でとれた安全・安心な農産物の購入に努めます。
- ・地域で農地を保全するよう努めます。
- ・市民農園の利用やビオトープ水田づくりで市民と農業者との交流を進めます。
- ・有害鳥獣の駆除・防除に協力し、シカ肉やイノシシ肉などを消費します。

○事業者の取組み

- ・農薬や化学肥料に頼らない安全・安心な農産物を生産し、供給に努めます。
- ・市民農園や農家民宿などにより、市民との交流や農業体験の機会提供に努めます。
- ・有害鳥獣の駆除、防除に協力し、捕獲したシカやイノシシなどは食材としての供給に努めます。

○市の取組み

□環境創造型農業の推進

- ・農薬や化学肥料に頼らない環境創造型農業を推進します。
- ・多様な生きものの生息場所、降雨時の保水のため、農地の保全を促進します。
- ・「コウノトリ育む農法」を推進し、たくさんの生きものが住む農地の拡大を促進します。
- ・田んぼに生きものが生息できるための魚道等の整備を促進します。
- ・耕作放棄地の拡大防止に努めます。

□元気が出る農業づくりの推進

- ・安全・安心な農産物生産を促進します。
- ・消費者と農業者との交流を促進します。
- ・県(森林動物研究センター)と連携し、有害鳥獣の計画的な駆除・防除を進めます。
- ・シカ肉やイノシシ肉などの食材としての利用拡大策を検討します。

□畜産業の振興

- ・家畜ふん尿を堆肥として利用する耕畜連携を促進します。

□グリーンツーリズムの推進

- ・農家民宿、市民農園などによる体験交流型農業を促進します。

(4) 農林水産業の新たな担い手を育成します

農林水産業が持続できるよう後継者を育てることは、自然環境を守る面でも喫緊の課題です。子ども達に米作り・野菜作り・魚釣りなどの楽しさを伝えるなどの地道な取組みも重要です。

農林水産業の魅力を、あらゆる手段で広く全国にPRし、新規参入者を支援していくことが必要です。

次のような取組みにより、農林水産業の新たな担い手を育成します。

○市民（来訪者）の取組み

- ・農林水産業が持続できるよう、地域で後継者を育てるよう努めます。
- ・子ども達に米作り・野菜作り・魚釣りなどの楽しさを伝えます。



八条小学校児童による稲刈りの様子

○事業者の取組み

- ・農林水産業を続けていくための後継者育成に努めます。
- ・地域内外の新規就農希望者を積極的に受け入れます。
- ・農林水産業の就業環境を改善します。
- ・農林水産業の魅力を伝えます。

○市の取組み

□農林水産業の担い手育成

- ・豊岡農業スクールなどにより、農林水産業の担い手の育成、確保を図ります。

□農林水産業の就業環境改善支援

- ・技術指導や住宅提供など、新規就労者への生活支援を図ります。

□農林水産業の魅力の発信

- ・豊岡における農林水産業の魅力を、広く全国にPRします。

(5) 生きものがバランス良く生息する自然環境を保全します

かつて豊岡では、人々が自然と折り合いをつけて暮らしてきました。その頃の人間と生きものとの間には、奥山に住む生きものとは住み分け、里に住む生きものとは共生する文化がありました。

しかし、高度経済成長期以降の効率を優先した経済活動や生活様式の変化により、里山などに人の手が入らなくなり、私たちの暮らしと自然がかい離し、人と生きものが共生する文化が失われつつあります。外来種の侵入による生態系への影響も深刻です。

次のような取組みにより、生きものがバランス良く生息する自然環境を保全します。

○市民（来訪者）の取組み

- ・生きものとふれあう体験学習やビオトープづくりに参加します。
- ・コウノトリの生態を学び、エサ場やねぐら等の生息環境の保全活動に参加します。
- ・野生動植物の生息・生育調査に参加し、希少動植物は保護します。
- ・ペット動物は責任を持って飼育し、外来種は自然界に放ちません。
- ・外来種の駆除に協力します。

○事業者の取組み

- ・スギやヒノキを切った後には、針葉樹だけでなく広葉樹も植えます。
- ・農薬や化学肥料に頼らない環境創造型農業を進めます。
- ・開発時における野生動植物の生息環境への配慮に努めます。
- ・希少動植物の保護に努めます。
- ・シカやイノシシなどによる農林産物への被害防止に協力します。

○市の取組み

□多様な生きものの生息環境の保全

- ・ビオトープづくりを推進します。
- ・農薬や化学肥料に頼らない環境創造型農業を推進します。
- ・自然環境に配慮した多自然型の工事を進めます。
- ・開発にあたっては、野生動植物の生息・生育環境に配慮し、保全します。
- ・生きものとふれあう体験学習の場を提供します。

□野生動植物の保護

- ・野生動植物の生息・生育状況を調査し、情報を提供します。
- ・希少動植物を保護します。
- ・ペット動物は責任を持って飼育するよう啓発します。
- ・地域固有の生態系を保全するため、外来種を持ち込まないよう啓発します。
- ・シカやイノシシ、クマなどの生息環境を保全し、健全な里山づくりを進めます。

□野生動物対策の推進

- ・県(森林動物研究センター)と連携し、有害鳥獣の計画的な駆除・防除を進めます。

□コウノトリの野生復帰の受け皿づくり

- ・コウノトリのエサ場、ねぐらなど生息環境の保全を進めます。
- ・コウノトリ野生復帰の取組みの様々な情報を発信します。

(6) 公害や災害を防ぎ住みよい環境を守ります

現代の生活では、自動車の排気ガスや騒音・振動・悪臭などの様々な公害要因が存在します。公害は私たちの健康や生活を損なうだけでなく、生態系にも大きな影響を及ぼし、一度壊してしまうと、元に戻すことは容易ではありません。公害を未然に防止していく必要があります。

また、近年、地球温暖化の影響が指摘される台風の大型化をはじめとして自然災害の頻度が上がっており、地球温暖化防止に努めるとともに、地域の防災意識を高めて災害に備える必要があります。

次のような取組みにより、公害や災害を防ぎ住みよい環境を守ります。

○市民（来訪者）の取組み

- ・日常生活から生じる騒音や悪臭などの発生防止に努めます。
- ・自動車利用を控え、運転する時はアイドリングストップなどエコドライブを心がけることで、排気ガスの排出を減らします。
- ・備蓄物資を循環利用することを心がけます。
- ・家具の固定などを心がけます。
- ・里山の保全に協力します。
- ・空き家、廃屋の適正な管理に努めます。
- ・放棄田のまま放置せず、ビオトープなどとして貯水機能の維持に努めます。
- ・地球温暖化防止（CO2 排出削減）を意識した行動をとります。（⇒詳しくは 34 ページの市民の取組み）

○事業者の取組み

- ・大気汚染物質や粉塵の発生、基準を超える騒音、振動、悪臭等を未然に防止します。
- ・廃棄物の不法投棄や野焼きはしません。
- ・家畜ふん尿等を適正に処理します。
- ・地盤沈下を防止するため地下水の利用に配慮します。
- ・災害時には、ごみ・がれき除去作業等で復旧等に協力します。

○市の取組み

□大気汚染の防止

- ・大気汚染物質の発生防止を指導、啓発します。
- ・廃棄物等の野焼き防止を指導、啓発します。
- ・公共交通機関の利用を促進します。
- ・アイドリングストップなどエコドライブを推進します。
- ・粉塵の発生防止を指導、啓発します。

□騒音・振動の防止

- ・基準を超える騒音、振動等の防止を指導、啓発します。
- ・保有車両を適正に点検、整備します。

□悪臭の防止

- ・悪臭の発生防止を指導、啓発します。
- ・家畜ふん尿等の適正処理を指導、啓発します。

□地盤沈下の防止

- ・地下水の利用抑制を促進します。

□工業等における適切な事業活動の推進

- ・公害の発生を防止し、監視や指導、啓発に努めます。
- ・公害防止協定の締結により、公害の未然防止を図ります。
- ・水質汚染・土壌汚染調査を定期的実施、公表します。

□有害化学物質の適正な管理

- ・有害化学物質の適正な管理を指導します。

□光害の低減

- ・光害の低減を検討します。

□災害時の廃棄物処理

- ・廃棄物処理に関する応援協定を踏まえ、災害時の廃棄物の適正な処理に努めます。

□備蓄物資の適正配備及び循環利用の啓発

- ・備蓄物資の適正配備及び循環利用の啓発に努めます。

□災害に強い森づくり

- ・間伐材も含めた地元産木材の利用を促進します。
- ・土砂災害防止、水源かん養林など、森林の有する機能の維持増進を進めます。
- ・針葉樹と広葉樹の針広混交林整備を進め、森林の保全を進めます。

(7) 地域の文化や景観を保全し、活用します

それぞれの地域には、地形・風土に適合した住まいがあり、まち並みを形成してきました。また、各地域には、先人から受け継がれてきた祭りや伝統行事があります。これらの歴史・文化や景観は、自然環境と相まって地域住民の心の拠り所、地域の自慢・誇りとなってきました。

しかし、高齢化、少子化が進んでおり、地域のコミュニティ活動が低下して、伝統的行事などの継承が難しくなっている地域もあります。

次のような取組みにより、地域の文化や景観を保全し、活用します。

○市民（来訪者）の取組み

- ・地域に古くから伝わる伝統行事、文化を大切にし、継承します。
- ・身近な自然や伝統的な建物などを大切にし、景観の保全に努めます。
- ・家庭に花を植えるなど、地域でうるおいのある景観づくりを進めます。
- ・空き家、廃屋等を放置せず、地域の景観づくりに貢献します。

○事業者の取組み

- ・地域社会の一員として、地域の伝統行事や文化の伝承に協力します。
- ・開発時には、地域の景観に配慮します。
- ・屋外広告物、自動販売機を設置するときは、景観などの環境に配慮します。

○市の取組み

□文化財の保護と活用

- ・文化財の保護活動を進めます。
- ・開発する際には、文化財を保護します。
- ・文化・歴史の講座を開催します。

□地域に伝わる伝統行事、文化の継承

- ・伝統行事や文化の継承を支援します。

□芸術、文化活動の振興

- ・芸術・文化活動の活性化を支援します。



雷神社でのお田植え祭

□地域の特色ある景観の保全

- ・歴史や伝統のある建物、景観を生かしたまちづくりを推進します。
- ・まちのシンボルとなる文化、歴史資源の観光への活用を進めます。
- ・地域の特色ある景観の保全を促進します。
- ・開発時には、地域の景観に配慮します。
- ・地域の植生にあった植栽を進めます。
- ・屋外広告物、自動販売機の設置の抑制を検討します。
- ・電線の地中化、電柱の美装化に努めます。
- ・地域の地形、地質を考えた土地の利用を促進します。
- ・地域の風土に合った住宅の建設を促進します。
- ・地元産材など昔からあった素材の使用を促進します。

□環境美化意識の高揚

- ・公共施設の緑化や花づくりを進めます。
- ・街路樹等の適切な管理に努めます。
- ・地域の緑化や花づくり活動を促進します。
- ・庭に花を植えるなど、良好な景観を演出する取組みを促進します。

□緑豊かな公園の整備

- ・子どもから高齢者までが安心して遊び、憩えるように配慮します。
- ・自然環境、地形、地域の植生に配慮します。
- ・開発にあたっては公園の整備に努めます。
- ・公園の清掃・維持管理を適切に行います。
- ・施設、公園の利用上のルールやマナーの遵守を啓発します。

(8) 地域コミュニティ組織を中心に、地域力を高めます

誰もが、地域で安全に安心して暮らしていくためには、お互いを支えあうコミュニティがあることが大切です。住民同士がつながりあって、地域の資源を見直し、より良い環境を創っていかうとする活動は、地域発展の大きな原動力です。

しかし、少子・高齢化による人口の減少、生活様式の変化や価値観の多様化などにより、人と人のつながりも希薄になりつつあります。また、過疎化が進み、集落機能が衰え、山林や農地の維持管理も困難になり、集落の存続さえも危ぶまれる「限界集落」も出現しています。

次のような取組みにより、地域コミュニティ組織を中心に、地域力を高めます。

○市民（来訪者）の取組み

- ・地域に伝わる伝統行事、文化を大人から子ども達へ継承します。
- ・地域の文化や歴史的な建物などの景観を大切にします。
- ・地域等で行われる川や海辺の清掃活動に参加します。
- ・子ども達が安全に屋外で過ごせるよう見守ります。
- ・地域内の自然に関するマップ作りなどを通して、子ども達が地域の一員としての自覚や誇りをもてるようにします。

○事業者の取組み

- ・地域社会の一員として、環境美化活動や伝統文化の継承活動などに参加・協力します。

○市の取組み

□河川等での環境美化活動

- ・地域等で行われる川や海辺の清掃活動を促進します。

□地域における環境教育の推進

- ・リサイクルや省エネルギー、地球温暖化等の環境学習・教育を進めます。

□環境を考える事業の実施

- ・市民環境講座を実施します。
- ・環境問題をテーマにした各種イベントを実施します。
- ・クールスポットを開設するとともに、より多くの人が集まる企画をすることにより、コミュニティセンターを多世代にわたる交流の拠点とします。

□環境に取り組む団体の育成

- ・地域で環境活動に取り組む団体や個人の育成・支援を進めます。

□地域コミュニティの取組みへの支援と情報提供

- ・地域コミュニティの取組みを支援し、情報を提供します。

(9) 環境意識を高める学習・教育を進めます

地域の自然や歴史・文化は、昔から地域の人々によって大切にされ、代々受け継がれてきました。しかし、生活様式の変化や価値観の多様化などにより、子どもたちが身近な自然に触れる機会が減り、関心も低くなっています。地域の中で、大人と子どもたちが、自然と遊び、歴史や文化と親しみながら、小さな生きものの命や地域文化への愛情を育むことが環境教育の要です。

また、環境を良くするための行動は、義務感や使命感だけでなく、「地域の行事には相乗りで出かける。」「天気の良い日は、声をかけあって自転車で出かける。」というように、楽しく行動できれば長続きます。このような行動が、当たり前続けられるような働きかけが求められます。

次のような取組みにより、環境意識を高める学習・教育を進めます。

○市民（来訪者）の取組み

- ・日常生活のなかで、常に環境を意識して行動します。
- ・地区等で行われるクリーン作戦などに参加します。
- ・環境問題をテーマにした各種講座、イベントに参加します。
- ・身近な自然や歴史・文化について家庭でも話をします。
- ・自然体験活動や自然観察会などに家族で参加します。
- ・地域で子ども達が身近な自然や歴史・文化にふれる体験活動を進めます。

○事業者の取組み

- ・常に地球温暖化などの環境問題を意識した事業活動を行います。
- ・事業所における環境学習を進めます。
- ・環境問題をテーマにした各種イベントに参画します。
- ・学校や地域等で行われる体験学習に協力し、環境教育の場を提供します。
- ・事業所における環境学習を進めます。
- ・環境に関する情報の提供に努めます。
- ・農林水産業の出前授業を実施します。
- ・漁業者の植林活動を進めます。

○市の取組み

□環境を考える事業の実施

- ・市民向けの環境学習講座を実施します。
- ・環境問題をテーマにした各種イベントを実施します。

□環境に関する学校教育の推進

- ・小中学校において、環境に関する学校教育を促進します。

□ふるさと教育の推進

- ・市内小中学校において、「コウノトリ」「ジオパーク」「産業・文化」を共通の課題に、豊岡の世界に誇れる「ひと・こと・もの」に学ぶ授業を展開します。



豊岡ふるさと学習ガイドブック

(10)環境に関する知を集積し、活かします

コウノトリの野生復帰をシンボルとして、河川の自然再生や環境創造型農業の取組みが広がっています。その中から、豊岡の気候風土に合った様々な知識や技術が生まれてきました。コウノトリや豊岡の自然・文化を研究する学生や研究者も増えています。

技術や知識を持つ人材や機関が、豊岡で継続的に活動し、情報共有やネットワークを強め、より広く発信していくことが望まれます。

次のような取組みにより、環境に関する知を集積し、活かします。

○市民（来訪者）の取組み

- ・コウノトリの野生復帰や豊岡の環境を研究する大学生や研究者と交流します。
- ・市民と研究者が環境に関する共同研究を行います。

○事業者の取組み

- ・環境経済型の事業に関する知識や技術を習得します。
- ・産学連携を進めます。

○市の取組み

□環境をテーマとした連携の強化・拡大

- ・高等教育機関を核とした研究者や企業の交流を促進します。
- ・異業種の交流を促進します。
- ・環境経済型企業の育成・誘致を進めます。
- ・事業者と研究者をつなぎ、産学連携を効果的に進めます。

□環境を研究する機関との連携・協力

- ・環境を研究する機関との連携・協力を進めます。

□環境に関するオピニオンリーダーとしての国内外への情報発信

- ・先進的な取組みを、国内外へ発信します。



兵庫県立大学豊岡ジオ・コウノトリキャンパス

(11) ごみの減量・再資源化を進めます

豊岡市の年間ごみ排出量は人口減少に伴って減少していますが、1人あたりの排出量は増加傾向にあります。また、道路沿いなどでの空き缶、ごみのポイ捨てや、人気のない所での不法投棄も一向に変わりません。

市民や事業者の意識を高め、資源ごみの分別率を高める必要があります。

次のような取組みにより、ごみの減量・再資源化を進めます。

○市民（来訪者）の取組み

- ・分別などごみ出しのルールを守り、家庭から出るごみを減らします。
- ・生ごみの自家処理に努めます。
- ・買物袋（マイバッグ）を持参し、レジ袋は使いません。
- ・過重包装を断り、ごみになるものの購入を避けます。
- ・地区などで行われる資源ごみの回収活動に参加します。
- ・ごみのポイ捨てや不法投棄をしません。
- ・つくり過ぎず、食べ残さない食生活を心がけます。

○事業者の取組み

- ・事業活動から発生するごみの分別に努め、再資源化に協力します。
- ・レジ袋有料化、包装簡略化などにより、ごみの発生が少ない販売方法に努めます。
- ・パンフレット、チラシ等の削減に努めます。
- ・環境への負荷を低減する製品の開発やゼロエミッションに努めます。
- ・ポイ捨てを防止するため、空き容器等の店舗での拠点回収に協力します。

○市の取組み

□ごみの減量化

- ・ごみの適正な分別を促し、ごみの減量化を推進します。
- ・レジ袋削減、マイバッグ持参運動を進めます。
- ・パンフレット、チラシ等の削減を進めます。
- ・5R運動を推進します。
- ・レジ袋の有料化、包装の簡略化など環境への負荷を低減する販売方法を促進します。
- ・環境への負荷を低減する製品の開発を促進します。
- ・ごみや汚泥の広域処理を行います。

□ごみの再資源化

- ・ 地区、PTA等による資源ごみの回収運動を支援します。
- ・ 再生資源利用製品を購入します。
- ・ 学校での児童・生徒によるリサイクル活動を進めます。
- ・ 量販店等による空き容器、牛乳パック、食品トレーなどの拠点回収を支援します。
- ・ 家庭から出るごみの堆肥化を支援します。

□ごみの減量化・再資源化のための啓発

- ・ ごみの減量化・再資源化のための啓発に努めます。

□事業活動による廃棄物の適正処理

- ・ 産業廃棄物、建設廃棄物の適正な処理を促進します。
- ・ 建築廃材の再利用を促進します。
- ・ 農業廃棄物のリサイクルを促進します。
- ・ 食品廃棄物の回収システムを検討します。
- ・ 食品廃棄物の堆肥化を促進します。

(12) 省エネルギーに努め、再生可能エネルギーの利用を増やし、地球温暖化防止に努めます

私たちは、石油や電気などのエネルギーを消費して、快適な生活を送ってきました。豊岡では、自動車が日常生活に不可欠なものであり、家庭や事業所のエネルギー消費量に自動車の燃料が占める割合は高くなっています。

しかし、私たちが、このまま石油などの化石燃料に頼った生活を続けていくと、CO₂は増え続け、地球温暖化・気候変動がさらに進み、私たちの生活と社会に大きな影響を及ぼします。

次のような取組みにより、省エネルギーに努め、
再生可能エネルギーの利用を増やし、地球温暖化防止に努めます。

○市民（来訪者）の取組み

- ・LEDなど省エネルギー対応の機器を購入する、夏はクールスポットで仲間と過ごすなど、個人のエネルギー消費を減らします。
- ・徒歩・自転車・公共交通機関の利用、車の相乗り、運転するときはアイドリングストップなど、エコドライブを心掛けることで、排気ガスの削減に努めます。
- ・冷暖房温度は適切に設定します。（夏28度、冬20度）
- ・住宅などへの太陽光発電システムの設置に努めます。

統一省エネラベル「省エネ型製品情報サイト」
（経済産業省エネルギー庁）



○事業者の取組み

- ・LEDなど省エネルギー対応の機器を導入します。
- ・冷暖房温度は適切に設定します。（夏28度、冬20度）
- ・事業所への太陽光発電システムの設置に努めます。
- ・バイオマスなどの再生可能エネルギーの導入を進めます。
- ・アイドリングストップなどエコドライブの実践に努めます。
- ・共同輸配送など車の利用の合理化に努めます。
- ・ソーラー温水器、薪、ペレットストーブ（ボイラー）などを取り入れます。
- ・雨水タンク、手押しポンプ（散水、農業利用）などを普及させ、節水に努めます。

○市の取組み

□日常生活における環境負荷の確認

- ・家庭での節水や節電など環境行動を普及啓発します。
- ・環境家計簿を普及啓発します。

□再生可能エネルギーの利用

- ・太陽光発電システムを公共施設に率先して導入します。
- ・個人住宅等への再生可能エネルギーの導入を支援します。
- ・再生可能エネルギーの導入、利用を進めます。

□自動車から排出する二酸化炭素の削減

- ・アイドリングストップなどのエコドライブを促進します。
- ・京阪神等遠隔地へは公共交通機関の利用を促進します。
- ・低公害車・低燃費車などいわゆるエコカーを購入します。
- ・保有車両を適正に点検します。
- ・共同輸配送など車の利用の合理化に努めます。

□省エネルギーの推進

- ・省エネルギーを考えて施設や設備を整備します。
- ・LEDなど省エネルギー対応の器具を購入します。
- ・使用しない電気機器は電源を切ります。
- ・冷暖房温度を適切に設定します。(夏28度、冬19度)
- ・自動販売機の設置抑制を検討します。

(13) 地産地消を進めます

家族形態や生活様式の多様化により、外食や弁当・調理済み食品などの利用が増えています。また、スーパーなどの店頭では、年中同じ野菜が並び、外国から輸入された野菜も売られ、地元のお米や旬の野菜、魚の美味しさが忘れられかけています。また、正月や節句など年中行事に合わせて食べられてきた伝統食も、家庭で作られることが少なくなっています。

地元でとれた安全・安心なお米や、旬の時期を大切にして野菜や魚を食べることは、子どもの心身の健全な発達と市民みんなの健康にもつながります。また、地域でとれた農林水産物を消費することは、農林水産業の振興や農地などの自然環境保全にもつながります。

次のような取組みにより、地産地消を進めます。

○市民（来訪者）の取組み

- ・地元でとれた安全・安心な農林水産物を購入します。
- ・旬の野菜や伝統食の良さを見直します。

○事業者の取組み

- ・地元でとれた安全・安心な農林水産物の供給に努めます。
- ・食や食育に関する情報を提供します。
- ・消費者と農林水産業者との交流を進めます。
- ・食や食育に関する出前授業を実施します。

○市の取組み

□安全・安心な農林水産物の地元消費

- ・地元でとれた安全・安心な農林水産物を学校給食に使用します。
- ・地元でとれた安全・安心な農林水産物の地元消費を促進します。
- ・食品の産地表示を促進します。

□消費者と農林水産業者との交流

- ・消費者と農林水産業者との交流を促進します。



三江小学校での米飯給食の様子

□食生活の向上と食育

- ・エコクッキング（環境にやさしい料理法）などを普及啓発します。
- ・旬の野菜や伝統食の良さを普及啓発します。
- ・食に関する情報を提供します。
- ・乳幼児から発達段階に応じた食育を進めます。

(14) 環境と経済の共鳴を進めます

農薬や化学肥料に頼らないコウノトリ育む農法のお米や、「コウノトリの舞」認証農産物は市場から高い評価を受けて、農家の生産意欲がさらに高まり、他の農家へも波及しています。

環境への取組みが経済効果を生み、その経済効果が、環境をより一層良くする取組みへとつながるといふサイクルを持続させていくためには、私たちの暮らしや産業のいたるところで環境と経済が共鳴する事例を作りだしていく必要があります。

次のような取組みにより、環境と経済の共鳴を進めます。

○市民（来訪者）の取組み

- ・コウノトリツーリズムで訪れた人に自分の体験や地域の取組みを語ります。
- ・環境を良くする取組みに積極的な企業を応援します。

○事業者の取組み

- ・コウノトリツーリズムや地域資源を活かしたツーリズムプログラムに参画します。
- ・環境経済型の技術開発やゼロエミッションへの取組みを進めます。
- ・環境を良くすることで経済が良くなる事業の取組みを進め、広く発信します。
- ・異業種の交流を進めます。
- ・シカ肉のペットフード、シカ皮の豊岡鞆など、豊岡ならではの新たな事業展開を模索します。



ENEOS わくわく生き物学校

○市の取組み

□豊岡型地産地消の推進

- ・農薬や化学肥料に頼らない農産物のブランド化を支援します。
- ・朝市や農林漁業体験活動を支援します。
- ・エコ商品開発、リサイクル等の環境経済型の事業（エコビジネス）を促進します。



コウノトリ育むお米

□コウノトリツーリズムの展開

- ・コウノトリ、自然、歴史、文化資源等を利用した多様なツーリズムを推進します。
- ・市民によるツーリズムガイドの養成を進めます。

□環境経済型企業の集積

- ・環境経済型企業の育成・誘致を進めます。
- ・環境経済型の技術開発やゼロエミッションに取り組む企業を支援します。
- ・異業種交流を促進します。

□環境ビジネスの創出支援

- ・排出されたごみを可能な限り再利用する循環型の経済活動を支援します。



建設現場などで発生する土を選別し、pH調整などを行って、土を再利用します。



LEDの使用が広がることで、省電力による消費電力の減少と電灯の長寿命化により廃棄物を抑制します。

資料1：豊岡市環境審議会委員名簿（任期：平成28年8月24日から2年間）

氏名	区分	所属等
山室敦嗣(会長)	学識経験者	兵庫県立大学大学院 地域資源マネジメント研究科 准教授
雀部真理(副会長)	市民	温暖化防止出石
土川忠浩	学識経験者	兵庫県立大学 環境人間学部環境人間学科 教授(建築環境学)
内海京子	市民	旧豊岡市消費生活モニター
岡崎典子	市民	豊岡食と農を考える会
日下部昌男	市民	豊岡市環境衛生推進協議会 会長
菅村定昌	市民	NPO 法人コウノトリ市民研究所 副代表理事
寺田正文	市民	てらだ農園
橋本道江	市民	そよ風
佐伯雅代	市民	豊岡市社会教育委員(豊岡市PTA連合会選出)
太田垣哲男	事業者	たじま農業協同組合 代表理事専務
毛戸勝	事業者	豊岡市商工会(株式会社毛戸工務店 代表取締役)
太田垣秀典	事業者	北但東部森林組合 代表理事組合長
眞野豊	事業者	但馬漁業協同組合 代表理事組合長
和田芳文	事業者	豊岡商工会議所(株式会社ウィック 代表取締役)

資料2：豊岡市環境審議会の開催

回数等	開催日	会議の内容
第1回	平成28年6月16日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ●豊岡市地球温暖化対策実行計画の策定について ●第2次豊岡市環境基本計画の策定について ●平成27年度環境報告書(案)の検討
第2回	平成28年8月4日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ●平成27年度環境報告書(案)の検討 ●第2回環境基本計画策定庁内委員会の内容について
第3回	平成28年9月27日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ●辞令交付(新任委員のみ) ●第2次豊岡市環境基本計画(案)の検討
第4回	平成28年10月27日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ●第2次豊岡市環境基本計画(案)の検討
第5回	平成28年12月16日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ●第2次豊岡市環境基本計画(案)の検討 ●今後のスケジュールについて

資料3：豊岡市コウノトリと共に生きるまちづくりのための
環境基本条例（平成18年 豊岡市条例第65号）

（目的）

第1条 この条例は、コウノトリと共に生きるまちづくりを進めるに当たり、環境の保全について基本理念及び施策の基本となる事項を定めることにより、これに基づく施策の推進を図り、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「環境の保全」とは、良好な環境を保存し、再生し、及び創造することをいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

- (1) 豊岡に住み、及び豊岡を訪れるすべての者が当たり前のこととして、人とコウノトリが共に生きるまちにふさわしい行動をとること。
- (2) 良好な環境は先人から受け継いだものであることを認識し、次の世代に引き継ぐこと。
- (3) 地域ごとに異なる環境に応じ、地域の個性を生かして取り組むこと。

（市民等の取組み）

第4条 市民、事業者、来訪者及び市は、基本理念にのっとり、環境の保全に関し、自主的に、及び地域等において相互に協力し、それぞれができることに取り組むものとする。

（施策の基本方針）

第5条 市は、環境の保全に関する施策の策定及び実施に当たり、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本方針として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ総合的かつ計画的に推進するものとする。

- (1) 自然的資源、文化的資源及び歴史的資源に関する理解を深めることにより、それらを良好な状態で保全すること。
- (2) 良好な自然環境を保存、再生及び創造することにより、人と生きものが将来にわたってバランスよく共生するまちづくりを推進すること。
- (3) 市民、事業者及び市が連携して資源の無駄遣いをなくし、循環型のまちづくりを推進すること。
- (4) 子どもたちに環境の大切さを伝えるとともに、市民及び事業者の環境に関する意識を高めることにより、環境にやさしい人づくりを推進すること。
- (5) 環境の保全に関する活動と経済活動の共鳴を図ることにより、環境の保全に関する活動を持続的に推進すること。
- (6) 前各号に掲げる事項その他環境の保全のために必要な事項を推進することにより、地球環境の保全に貢献すること。

（環境基本計画）

第6条 市長は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を策定するものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 環境の保全に関する長期的な目標及び施策の方向
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、豊岡市環境審議会の意見を聴くとともに、市民及び事業者の意見を反映するよう努めるものとする。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

6 市長は、第2項第1号の目標を設定したときは、毎年度、その達成状況を評価するものとする。

(行動指針の策定)

第7条 市長は、環境基本計画に基づき、市民、事業者及び市が環境の保全に取り組むための指針を策定し、その普及及び啓発に努めるとともに、これに基づく行動を推進するものとする。

2 前条第3項及び第4項の規定は、前項の指針の策定及び変更について準用する。

(市民等の意見の反映)

第8条 市長は、環境の保全に関する施策の策定及び実施に当たり、市民及び事業者の意見を反映するよう努めるものとする。

(市民等の自主的な活動の支援)

第9条 市は、市民及び事業者の環境の保全に資する自主的な活動を促進するため、必要な支援の措置を講ずるものとする。

(市の環境への配慮等)

第10条 市は、その事務を進めるに当たり、基本理念に照らし環境の保全に適正に配慮し、及び率先して行動しなければならない。

2 市長は、市の実施する事務が環境の保全に資するものとなるよう、適切な措置を講ずるものとする。

(情報の収集)

第11条 市は、環境の状況その他の環境の保全に関する情報の収集に努めるものとする。

(情報の公表)

第12条 市長は、毎年度、次に掲げる事項を豊岡市環境審議会の意見を付して公表しなければならない。

(1)環境の状況

(2)第6条第2項第1号の目標の達成状況及びその評価

(3)市民、事業者及び市が環境の保全について取り組んだ内容及びその成果

(4)環境の保全に関する市民及び事業者の意見並びにその施策への反映状況

(5)その他環境の保全に関し市長が必要と認める事項

2 前項に定めるもののほか、市は、環境の保全に資するため、個人及び団体の利益及び権利の保護に配慮しつつ、環境に関する情報を公表しなければならない。

3 市は、環境に関する情報を公表するときは、その情報が市民及び事業者にとって理解しやすいものとなるよう、努めなければならない。

(規制等の措置)

第13条 市長は、環境の保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市長は、環境の保全を推進するため、指導、助言その他の適切な措置を講ずるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力等)

第14条 市は、環境の保全のために必要があると認めるときは、国及び他の地方公共団体と協力して、環境の保全に関する施策を推進するものとする。

2 市は、環境の保全のために必要があると認めるときは、国及び他の地方公共団体に意見を述べるものとする。

(環境審議会)

第15条 環境の保全に関し、基本的事項を調査審議するため、豊岡市環境審議会を置く。

2 豊岡市環境審議会の所掌事務、組織、運営その他必要な事項については、別に条例で定めるところによる。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(適用)

2 第6条第6項及び第12条第1項の規定は、それらの規定に定める平成19年度に係る事項から適用する。

2. 自然

(1) 気象の状況

年次	気温 (°C)			湿度 (%)	降水量 (mm)	最深積雪 (cm)	霧日数 (日)	猛暑日 (日)
	平均	最高極	最低極					
平成12年	14.5	39.3	-3.7	79	1,955	48	88	23
13年	14.3	36.8	-6	78	2,451	52	83	16
14年	14.6	37.9	-3.3	76	2,047	46	77	22
15年	14.3	36.2	-5.5	77	1,829	28	71	7
16年	15.4	37.2	-4.7	76	2,510	46	60	13
17年	14.5	37.2	-5.9	78	2,114	45	59	10
18年	14.5	36.8	-6.3	78	2,083	79	78	13
19年	15.0	38.6	-4.2	76	1,850	18	未測定	14
20年	14.6	38.4	-2.3	77	2,020	32	84	18
21年	14.6	36.3	-5.2	77	2,136	43	94	3
22年	15.2	38.0	-3.7	76	1,993	21	62	38
23年	14.5	37.7	-5.9	78	2,424	75	60	22
24年	14.3	37.7	-5.8	79	2,252	100	67	32
25年	14.9	37.9	-4.4	77	1,997	33	58	25
26年	14.4	38.7	-3.4	80	2,002	30	71	8
27年	14.9	37.6	-2.8	81	2,018	42	61	11

資料：気象庁

(2) 大気の状態

① 県一般環境大気測定局における測定結果：年平均値（市役所測定局）

年度	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
一酸化窒素 (ppm)	0.003	0.004	0.005	0.004	0.004	0.001	0.003	0.002	0.003	0.001	0.001	0.001
二酸化窒素 (ppm)	0.009	0.009	0.012	0.008	0.007	0.007	0.007	0.006	0.007	0.007	0.006	0.005
二酸化硫黄 (ppm)	0.003	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
浮遊粒子物質 (mg/m ³)	0.019	0.019	0.020	0.019	0.017	0.018	0.015	0.022	0.018	0.020	0.022	0.019

資料：兵庫県環境白書

② 県自動車排出ガス測定局における測定結果：年平均値（国道312号小尾崎測定局）

年度	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
一酸化窒素 (ppm)	0.010	0.008	0.007	0.006	0.006	0.005	0.004	0.003	0.005	0.004	0.003	0.003
二酸化窒素 (ppm)	0.017	0.016	0.015	0.013	0.012	0.011	0.009	0.008	0.009	0.008	0.005	0.007
一酸化炭素 (ppm)	0.6	0.5	0.5	0.5	0.4	0.4	0.4	(0.3)	0.3	0.3	0.3	0.3

※ () は、有効測定時間数（6000時間／年）に達していない値を示す。

資料：兵庫県環境白書

(3) 河川の水質 (BOD 生物化学的酸素要求量) の推移

(単位: mg/l)

河川	観測地点 (環境基準)	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
円山川上流	上ノ郷 (2.0mg/l)	0.6	0.6	0.6	0.5	0.6	0.6	0.8	0.6	0.6
円山川下流	立野大橋 (3.0mg/l)	0.6	0.5	0.5	0.5	0.6	0.7	0.8	0.8	0.8
竹野川	竹野新橋 (2.0mg/l)	0.5	0.5	0.5	0.5	0.6	0.5	0.5	0.5	0.6

資料: 兵庫県環境白書

3. コウノトリ

(1) コウノトリの野生復帰の歩み

年 代	コウノトリの野生復帰の歩み
昭和 30 年(1955 年)	コウノトリ保護協賛会が発足し、官民一体となった保護運動を展開。
昭和 31 年(1956 年)	コウノトリは 20 羽に減少。コウノトリが国特別天然記念物の指定を受ける。
昭和 37 年(1962 年)	兵庫県が、国の特別天然記念物コウノトリの管理団体として指定を受ける。
昭和 38 年(1963 年)	コウノトリは 11 羽に減少。巣から卵を取り、人工孵化を試みるが成功せず、野生個体を捕獲し、人工飼育に踏み切ることを決定。
昭和 39 年(1964 年)	コウノトリ飼育場(現保護増殖センター)の建設に着手。
昭和 40 年(1965 年)	野上地区にコウノトリ飼育場が完成。 一つがいを保護し、人工飼育スタート。
昭和 46 年(1971 年)	野生最後の 1 羽が豊岡市内で保護されたが死亡。これにより日本国内の野生コウノトリが消滅。
昭和 60 年(1985 年)	ロシア(ハバロフスク地方)から野生の幼鳥 6 羽を受贈。
昭和 61 年(1986 年)	豊岡盆地に生息し、飼育場で人工飼育されていた最後のコウノトリが死亡。
平成元年(1989 年)	人工飼育で初の繁殖に成功。以後、毎年繁殖に成功。
平成 4 年(1992 年)	野生復帰構想スタート。
平成 6 年(1994 年)	飼育下第 3 世代が誕生。 「第 1 回コウノトリ未来・国際かいぎ」開催。
平成 9 年(1997 年)	県立コウノトリの郷公園の整備に着工。
平成 10 年(1998 年)	増殖事業は軌道に乗り、飼育下のコウノトリは 50 羽を超える。
平成 11 年(1999 年)	県立コウノトリの郷公園が開園。
平成 12 年(2000 年)	市立コウノトリ文化館が開館。 「第 2 回コウノトリ未来・国際かいぎ」開催。
平成 13 年(2001 年)	飼育コウノトリは 80 羽を超える。
平成 14 年(2002 年)	飼育コウノトリが 100 羽を超える。 野生のコウノトリ(ハチゴロウ)が飛来し定着する。
平成 15 年(2003 年)	県が「コウノトリ野生復帰推進計画」を策定。 コウノトリ野生復帰推進連絡協議会が設置される。 市が安全・安心な農産物ブランド「コウノトリの舞」を商標登録。 「コウノトリと共生する水田づくり」を始める。
平成 16 年(2004 年)	「コウノトリファンクラブ」が発足する。
平成 17 年(2005 年)	9 月 24 日コウノトリ 5 羽を自然放鳥。 「第 3 回コウノトリ未来・国際かいぎ」を開催。

平成 18 年 (2006 年)	野生のコウノトリ (エヒメ) が飛来し定着する。 放鳥拠点 (祥雲寺) から 2 羽が巣立ち (段階的放鳥)。
平成 19 年 (2007 年)	飼育コウノトリ 3 羽を自然放鳥、放鳥拠点 (河谷) のコウノトリ 4 羽を段階放鳥。 5 月 20 日国内の野外で 43 年ぶりにヒナ 1 羽が誕生し、7 月 31 日 46 年ぶりに巣立つ。
平成 20 年 (2008 年)	飼育コウノトリ 3 羽を自然放鳥 (楽々浦)、放鳥拠点 (山本) の 2 羽を放鳥。 5 月 20 日を「生きもの共生の日」と定める。 野外で 8 羽のヒナが巣立つ。
平成 21 年 (2009 年)	放鳥拠点 (三木) から 2 羽が巣立ち (段階的放鳥) 市立ハチゴロウの戸島湿地オープン。 野外で 9 羽のヒナが巣立つ。
平成 22 年 (2010 年)	放鳥拠点 (唐川) の 2 羽を放鳥 第 4 回「コウノトリ未来・国際かいぎ」を開催
平成 23 年 (2011 年)	野外で 9 羽のヒナが巣立つ。 兵庫県教育委員会とコウノトリの郷公園が「コウノトリ野生復帰ランドデザイン」を発表。 福井県越前市に 1 ペア (2 羽) を移送。
平成 24 年 (2012 年)	野外で 9 羽のヒナが巣立つ。 7 月 3 日「円山川下流域・周辺水田」がラムサール条約湿地に登録。 放鳥コウノトリに 3 世誕生。
平成 25 年 (2013 年)	野外で 14 羽のヒナが巣立つ。 豊岡市立三江小学校の人工巣塔から、初の巣立ち。
平成 26 年 (2014 年)	野外で 22 羽のヒナが巣立つ。 豊岡生まれのコウノトリが初めて国境を越え、韓国金海市に飛来。 第 5 回「コウノトリ未来・国際かいぎ」を開催 (コウノトリ野生復帰の取り組みの特長や課題をまとめた報告書を発表)。
平成 27 年 (2015 年)	野外で 16 羽のヒナが巣立つ。 7 月 23 日千葉県野田市で 3 羽のコウノトリを放鳥 (兵庫県外で初の放鳥)。 9 月 3 日韓国忠清南道禮山郡で、韓国初となる放鳥 (8 羽を放鳥)。 10 月 3 日福井県越前市白山区で 2 羽のコウノトリを放鳥。 野外で 13 羽のヒナが巣立つ。

(2) コウノトリの羽数 (H28.3.31 現在)

区 分	生息数
兵庫県立コウノトリの郷公園の飼育個体	96 羽
野外で生息する個体 (ヒナを除く)	76 羽
飛来した野生個体	— 羽
合 計	172 羽

資料：県立コウノトリの郷公園

4. 人口、世帯数、就業者数の推移

(1) 世帯及び人口の推移 (各年10月1日現在)

年次	面積 (k m ²)	世帯数 (戸)	人口 (人)			1世帯当 りの人員	年齢別人口 (人)		
			総数	男	女		14歳以下	15~64歳	65歳以上
◎H7	697.66	28,131	93,859	44,974	48,885	3.34	16,072	58,557	19,230
◎H12	697.66	29,181	92,752	44,637	48,115	3.18	14,508	56,489	21,755
◎H17	697.66	29,617	89,208	42,695	46,513	3.01	12,966	53,177	23,059
◎H22	697.66	29,741	85,592	40,791	44,801	2.88	11,893	49,523	24,144
H23	697.66	29,865	84,876	40,478	44,398	2.84	-	-	-
H24	697.66	29,800	84,116	40,167	43,949	2.82	-	-	-
H25	697.66	29,856	83,338	39,808	43,530	2.79	-	-	-
H26	697.66	29,983	82,462	39,405	43,057	2.75	-	-	-
◎H27	697.55	30,152	82,269	39,497	42,772	2.73	-	-	-

(注) 本表は5年毎の国勢調査結果及び兵庫県推計人口結果 ◎は国勢調査結果 (H27は速報値)

(2) 産業別就業者数 (単位: 人)

区分	H2	H7	H12	H17	H22	H27
第1次	5,453	4,823	3,581	3,544	2,873	公表未
第2次	17,921	17,129	15,485	13,485	11,196	公表未
第3次	26,217	27,834	28,179	28,088	26,743	公表未
分類不能	48	20	143	73	864	公表未
計	49,639	49,806	47,388	45,190	41,676	公表未

資料: 国勢調査

5. 森林面積

(1) 樹種別森林面積 (単位: ha)

区分	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
針葉樹	26,008	26,025	26,070	26,076	26,076	26,077	26,077	26,062	26,092
広葉樹	27,409	27,400	27,351	27,345	27,345	27,336	27,336	27,306	27,297
その他	1,120	1,115	1,116	1,116	1,116	1,117	1,117	1,142	1,148
計	54,537	54,540	54,537	54,536	54,536	54,530	54,530	54,510	54,537

注: 端数処理の関係で合計数値が合わない

資料: 兵庫県森林GISシステム

(2) H28. 3. 31 現在所有者別森林面積

区分	針葉樹	広葉樹	その他	総数
公有林	1,747	1,552	61	3,360
私有林	24,345	25,745	1,087	51,177
共有林	0	0	0	0
総数	26,092	27,297	1,148	54,537

注: 端数処理の関係で合計数値が合わない

(3) 林業就業者数

平成17年	平成22年	平成27年
26人	101人	68人

資料: 国勢調査 (H22から集計方法変更。農家林家を含む)

(4) 市内の除間伐の面積

年度	面積 (ha)
H22	723
H23	890
H24	515
H25	519
H26	498
H27	401

(注) 市、公社、民間等の行造林すべてを含む 資料：北但東部森林組合

6. 農業

(1) 農家数の推移

(単位：戸)

区分	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27
専業	585	647	617	468	546	570	472
1種兼業	855	562	648	361	296	304	303
2種兼業	6,930	6,251	5,496	3,703	2,936	2,270	1,768
自給的農家				1,732	2,021	2,088	1,912
合計	8,370	7,460	6,761	6,264	5,799	5,232	4,455

※平成12年から自給的農家の専業別調査の簡素化 資料：世界農林業センサス

(2) 経営耕地のある農家数と経営耕地面積 (平成27年)

(単位 農家数：戸、面積：ha)

区分	総数		田		畑		樹園地	
	農家数	面積	農家数	面積	農家数	面積	農家数	面積
総数	2,542	3,020	2,520	2,767	1,655	227	149	26

資料：世界農林業センサス

7. 漁業

(1) 漁家数、漁獲量、漁獲高の推移

年次	漁家数 (戸)			漁獲量 (t)			漁獲高 (万円)		
	計	津居山港	竹野浜	計	津居山港	竹野浜	計	津居山港	竹野浜
H18	221	124	97	2,941	2,324	617	191,088	177,582	13,506
H19	210	119	91	2,706	2,285	421	190,926	173,778	17,148
H20	206	115	91	2,771	2,356	415	192,380	175,209	17,171
H21	205	114	91	2,248	1,731	517	168,056	153,399	14,657
H22	198	112	86	2,286	1,939	347	160,490	147,231	13,259
H23	183	108	75	2,310	2,117	193	162,615	152,825	9,790
H24	179	108	71	2,375	2,177	198	164,312	154,493	9,819
H25	167	105	62	2,506	1,987	519	163,244	153,028	10,216
H26	160	101	59	2,425	2,158	267	171,377	159,616	11,761
H27	154	97	57	2,484	2,101	383	189,073	178,505	10,568

資料：但馬漁協 津居山支所、竹野支所

8. ごみ

(1) ごみ収集量 (単位：t) [参考] 1人あたりの収集量 (単位：人/kg)

年度	計	計画収集	一般搬入	人口	1人あたり
H18	36,150	17,691	18,459	91,375	395.6
H19	32,610	17,080	15,530	90,443	360.6
H20	29,448	16,441	13,007	89,762	328.1
H21	28,374	16,059	12,315	89,169	318.2
H22	27,796	15,612	12,184	88,407	314.4
H23	28,736	15,872	12,864	87,585	328.1
H24	28,941	15,767	13,174	87,040	332.5
H25	28,362	15,353	13,009	86,173	329.1
H26	28,568	15,130	13,438	85,244	335.1
H27	28,934	14,925	14,009	84,337	343.1

(注) 清掃土砂、災害ごみを除く 資料：生活環境課

(注) コウノトリ共生課で作成

(2) ごみ種別搬入量 (単位：t)

年度	燃やすごみ	燃やさないごみ	びん・かん	ペットボトル	プラスチック製容器包装	紙製容器包装	計	水路土砂
H18	32,252	2,074	1,083	98	428	215	36,150	384
H19	29,226	1,730	941	88	426	198	32,610	425
H20	26,270	1,586	898	80	424	190	29,448	369
H21	25,287	1,548	889	73	405	173	28,374	388
H22	24,798	1,497	863	81	395	162	27,796	412
H23	25,803	1,497	809	90	382	155	28,736	37
H24	25,942	1,609	784	90	370	146	28,941	0
H25	25,507	1,512	752	89	364	139	28,363	0
H26	25,858	1,457	693	82	348	131	28,569	0
H27	26,064	1,653	669	82	335	131	28,934	0

資料：生活環境課

(3) 資源ごみ集団回収量

(単位：t)

年度	団体数	紙類	布類	スチール缶	ビン類	アルミ缶	牛乳パック	計
H18	680	3,731	90	2	34	42	9	3,908
H19	680	3,747	90	1	30	43	10	3,921
H20	657	3,477	88	1	27	43	10	3,646
H21	667	3,323	86	1	25	49	9	3,493
H22	662	3,261	80	2	20	50	9	3,422
H23	635	3,078	79	2	17	51	9	3,236
H24	634	2,916	86	2	16	47	9	3,076
H25	644	2,913	81	2	14	43	9	3,062
H26	651	2,777	79	1	13	44	9	2,923
H27	663	2,575	80	1	12	42	8	2,718
補助金単価(※1)		6円	5円	5円	5円	5円	5円	
補助金単価(※2)		7円	7円	2円	2円	2円	7円	

※1 1kg当たりの単価。ビン類(1升ビン、ビール瓶が対象)は2本を1kgに換算。

※2 平成24年度より補助金単価を変更。

資料：生活環境課

9. 指定文化財(平成28年3月31日現在)

区分	種別	国指定	県指定	市指定	計
有形文化財	建造物(石造物を含む)	6	6	43	55
	絵画	1	6	18	25
	彫刻	4	13	30	47
	工芸品	1	1	18	20
	書跡・典籍		1	30	31
	古文書			8	8
	考古資料		6	15	21
	歴史資料		1	3	4
無形文化財	無形文化財保持者			1	1
民俗文化財	有形民俗		1	7	8
	無形民俗		2	9	11
史跡名勝 天然記念物	史跡	2	6	30	38
	名勝	1	3	9	13
	天然記念物	2	12	21	35
	〃(地域を定めず)	7			7
	特別天然記念物				
〃(地域を定めず)	2			2	
伝統的 建造物群 保存地区	伝統的建造物群 保存地区	1			1
	計	27	58	242	327

資料：教育総務課

10. エネルギー

(1) 電灯・電力消費量 (単位：千kWh)

年度	総量	電灯	電力	その他
H22	296,084	254,286	41,798	未公表
H23	287,049	247,345	39,704	未公表
H24	278,367	240,801	37,566	未公表
H25	274,968	236,386	35,923	未公表
H26	262,558	226,692	33,736	未公表
H27	253,508	218,858	32,725	1,925

- (注) 1 電灯とは、定額電灯、従量電灯、公衆街路灯、時間帯別電灯
 2 電力とは、深夜電力、低圧電力、事業用電力
 3 その他とは、建設工事中、臨時電灯・電力、農事用電力、融雪用電力
 4 特定規模需要（自由化対象需要）の実績は含まない。

(2) ガスの業種別需要状況 (単位：千m³)

年度	総数	家庭用	業 務 用			
			計	商業用	工業用	その他
H22	7,363	2,804	4,559	2,059	36	2,464
H23	7,217	2,739	4,479	2,020	28	2,431
H24	7,184	2,672	4,512	2,109	25	2,378
H25	7,538	2,558	4,980	2,604	19	2,357
H26	7,620	2,546	5,074	2,709	17	2,348
H27	7,375	2,412	4,962	2,701	19	2,243

※供給ガスの熱量は 45MJ/m³ (10,750Kcal/m³)

資料：(株)豊岡エネルギー

(3) 太陽光発電システム設置状況 (単位 出力：kW；削減量：t)

設置年度	住宅		公共施設・事業所	
	出力	CO ₂ 削減量	出力	CO ₂ 削減量
平成 18 年度	106.7	33.6	3.0	0.9
平成 19 年度	87.7	27.6	4.8	1.5
平成 20 年度	121.2	38.1	40.3	12.7
平成 21 年度	254.4	80.0	8.7	2.7
平成 22 年度	301.4	94.8	399.7	125.7
平成 23 年度	350.5	110.2	23.8	7.5
平成 24 年度	407.6	128.2	695.2	218.6
平成 25 年度	346.8	109.1	350.0	110.1
平成 26 年度	123.8	38.9	5.5	1.7
平成 27 年度	147.2	46.3	1,123.0	353.2
計	2,247.3	706.8	2,654.0	834.6

※CO₂削減量は太陽光発電協会のデータにより算出

資料：エコバレー推進課

1 1. 下水道普及率

年 度	処理区域	供用開始人口	普及率	水洗化済人口	水洗化率
H22	3,077ha	87,789 人	99.9%	78,869 人	89.8%
H23	3,083ha	87,003 人	99.9%	78,740 人	90.5%
H24	3,085ha	86,917 人	99.9%	79,364 人	91.3%
H25	3,089ha	86,165 人	99.9%	78,957 人	91.6%
H26	3,090ha	85,236 人	99.9%	78,323 人	91.9%
H27	3,094ha	84,333 人	99.9%	78,083 人	92.6%

資料：下水道課

第2次豊岡市環境基本計画

平成29年6月

発行：兵庫県豊岡市

〒668-8666 兵庫県豊岡市中央町2-4

TEL. (0796) 21-9017

FAX. (0796) 24-7801

〈URT〉 <http://www.city.toyooka.lg.jp/>